

釧路市水産加工振興センターの利用における実費相当額徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市水産加工振興センターの利用における実費相当額徴収に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 釧路市水産加工振興センターを利用しようとする者は、次の申請書等を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 加工機器を使用する者は、機器使用申請書

(2) 分析検査を依頼する者は、検査申込書

(実費相当額)

第3条 前条の規定により利用の承認を受けた者は、次に定める実費相当額を負担するものとする。

(1) 加工機器を使用する者は、別表1に定める実費相当額(通常)

(2) 分析検査を依頼する者は、別表2に定める実費相当額(通常)

(3) 釧路水産加工振興協議会に加盟している会員は、それぞれ別表1及び別表2の実費相当額

2 光熱水費の基本料金に変更になる場合、又は分析検査に使用する試薬、消耗品関係の料金に変更になった場合は、翌年度当初に実費相当額を見直すものとする。

(実費相当額の徴収)

第4条 実費相当額については、当月分の累計額を翌月に市長が発行する納入通知書により使用者に請求し、指定する期日までに徴収する。

(実費相当額の不還付)

第5条 既納の実費相当額は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

制定 令和元年6月17日

改正 令和元年10月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

別表1 (第3条関係) 加工機器の使用に係る実費相当額について

機器名	実費相当額 (通常)	実費相当額 (会員)	備考
播漬機	12円	8円	1時間当たり
ミートチョッパー	49円	34円	1時間当たり
回転式蒸気釜	1,723円	1,206円	1時間当たり
伸展機	18円	12円	1時間当たり
冷却ミキサー	24円	16円	1時間当たり
缶詰巻締器	26円	18円	1時間当たり
スチームコンベクション	336円	235円	1時間当たり
裁断機 (万能スライサー)	33円	23円	1時間当たり
切身スライサー	66円	46円	1時間当たり
真空包装機	412円	288円	1日当たり
真空凍結乾燥機	2,871円	2,009円	1日当たり
減圧除湿乾燥機	292円	204円	1日当たり
レトルト試験調理器	5,612円	3,928円	1日当たり

※上記実費相当額は、消費税及び地方消費税を含む。

別表2（第3条関係）分析検査に係る実費相当額について

検査項目		実費相当額 (通常)	実費相当額 (会員)	備考
菌 検 査	一般生菌数	489円	342円	1検体当たり
	大腸菌群 (基本：X-GAL培地)	397円	277円	1検体当たり
	大腸菌群 (デソキシコレート培地)	303円	212円	1検体当たり
	大腸菌(XM-G培地)	384円	268円	1検体当たり
	黄色ブドウ球菌	488円	341円	1検体当たり
	腸炎ビブリオ	390円	273円	1検体当たり
	サルモネラ	363円	254円	1検体当たり
	その他	489円	342円	1検体当たり
成 分 検 査	水分	39円	27円	1検体当たり
	粗脂肪	1,372円	960円	1検体当たり
	塩分(モール法)	88円	61円	1検体当たり
	塩分(ナトリウム)	134円	93円	1検体当たり
	亜硝酸根	630円	441円	1検体当たり
	粗灰分	598円	418円	1検体当たり
	粗たんぱく	722円	505円	1検体当たり

※上記実費相当額は、消費税及び地方消費税を含む。